

「政府標準利用規約（第2.0版）」の解説

平成27年12月24日
内閣官房IT総合戦略室

<全体の構成、基本的考え方について>

「政府標準利用規約」は、各府省ウェブサイトの利用ルールの見直しについて、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」（平成25年6月25日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「ガイドライン」という。）において、「国が著作権者である著作物については、国において、どのような利用条件で公開するかを決定できることから、広く二次利用を認める（著作権以外の具体的かつ合理的な根拠に基づき二次利用を制限する場合を除き、制約なく二次利用を認める）形で、あらかじめ著作物の利用に係る考えを表示する。当該表示については、できるだけ分かりやすく統一的なものとする。」とされたことを踏まえ、各府省ウェブサイトの利用ルールのひな形として作成したものである。

オープンデータにおいて、広く二次利用を認める際の利用条件としては、国際的には、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示ライセンス（以下「CC BY」という。）や、これと互換性のあるライセンスが多く利用されている。同じ利用条件で公開されているコンテンツ同士であれば組み合わせて利用しやすいため、国際的なコンテンツの組み合わせ利用の観点からは、CC BY（又はそれと互換性のある利用ルール）を採用することが望ましいと考えられる。

一方、検討の過程で、府省からは、府省ウェブサイトで公開されているコンテンツは多様であり、一律にCC BYで二次利用を認めるのは困難であり、コンテンツの特性に応じて、各府省で別の利用条件を定められるようにする必要がある、国のコンテンツを編集・加工して作成した情報について、国が当該情報を作成したとの誤認を招くことは認められないなどの意見があった。

そこで、「政府標準利用規約」は、「ガイドライン」を踏まえ、できるだけ分かりやすく統一的な利用条件とするという観点から、文章については、一般の利用者に分かりやすい平易な表現とし、内容については、基本的な利用条件はCC BYと同様に出典の記載としつつ、各府省から示された意見も踏まえ、国のできるだけ多くのコンテンツに適用できるものとした。

また、各府省ウェブサイトで公開されているコンテンツのうち、「政府標準利用規約」の統一ルール（1.のルール）が適用できないものについては、各府省が当該

コンテンツの特性に応じた利用ルールを設けることも許容している。（ただし、「ガイドライン」に示されているとおり、個別法令に根拠のない利用制約を課すような別の利用ルールを設ける場合は、そのコンテンツの範囲を具体的に示した上で、別の利用ルールを設ける具体的かつ合理的な根拠を示すべきものとしている。）

各府省ウェブサイトにおけるコンテンツ利用に関するルール（「著作権について」、「免責事項」等）を、「政府標準利用規約」に変更することで、「ガイドライン」に示された考え方を適用できる。

その際、各府省のウェブサイトにおいて利用ルール（利用規約）が利用者に分かりやすく表示されることが重要であり、利用規約へのリンクが明瞭に設けられ、利用者がいつでも容易に利用規約を閲覧できるようなウェブサイトの構成を工夫することが求められる。

また、各府省ウェブサイトで公開されているコンテンツの利用ルールが同一であることを分かりやすく示すために「政府標準利用規約」という名称を付けた。また、改定を示す数字（バージョン）を記載することとした。

平成 26 年 6 月 19 日に決定した「政府標準利用規約（第 1.0 版）」は、各府省から示された意見を踏まえ、一定の利用形態を禁止する条項を設けたが、一方で、「対象とする利用の様態が明確ではなく利用の委縮を招く」等の意見があり、平成 27 年度に見直しの検討を行うと規定していた。平成 27 年 6 月 4 日の電子行政オープンデータ実務者会議（以下、実務者会議という）において、よりデータの利活用が進む環境作りに向けて、国際的にオープンなライセンスと認められることを目指す旨が合意され、改定案の議論を経た後、同年 12 月 24 日の各府省 CIO 連絡会議において第 2.0 版が決定された。

<各項目について>

1. 当ウェブサイト¹のコンテンツの利用について

当ウェブサイト¹で公開している情報（以下「コンテンツ」といいます。）は、別の利用ルールが適用されるコンテンツを除き、どなたでも以下の 1）～7）に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。また、数値データ、簡単な表・グラフ等は著作権の対象ではありませんので、これらについては本利用ルールの適用はなく、自由に利用できます。

コンテンツ利用に当たっては、本利用ルールに同意したものとみなします。

※「ウェブサイト」との文言については、「サイト」、「ホームページ」等、各府省により適宜、適当な文言とすることができます。

[解説]

この部分は、「政府標準利用規約（第 2.0 版）」の統一的なルールとして、「2. 別の利用ルールが適用されるコンテンツについて」に記載されているコンテンツを除いたコンテンツについて、1)～5)で示されている条件に従う限り、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由な利用が許諾されていることを規定している。

「政府標準利用規約（第 2.0 版）」の採用を想定しているのは、国の府省（施設等機関、地方支分部局等、府省に属する組織を含む。）が、その名称において開設しているインターネット上のウェブサイト、データベースサイト、個別業務サイト等を広く含むものであり、「ウェブサイト」との文言については、「サイト」、「ホームページ」等、各府省により適宜、適当な文言とすることができることとしている。

なお、著作物性のないコンテンツ（数値データ、図表、簡単なグラフ等）についても、「政府標準利用規約（第 1.0 版）」では出典の記載を条件としていたが、著作権を根拠としない条件を課すことは「ガイドライン」の考え方に沿わないとの意見があり、これらコンテンツについて本利用ルールの適用はない旨を明記した。

また、コンテンツの利用に当たり、利用ルールの不知を主張されることのないよう、コンテンツ利用に当たっては本利用ルールに同意したものとみなすことを規定している。

1) 出典の記載について

ア コンテンツを利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。

（出典記載例）

出典：A 省ウェブサイト （当該ページの URL）

出典：「〇〇動向調査」（A 省） （当該ページの URL） （〇年〇月〇日に利用） など

イ コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。なお、編集・加工した情報を、あたかも国（又は府省等）が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

（コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例）

「〇〇動向調査」（A 省） （当該ページの URL） を加工して作成

「〇〇動向調査」（A 省） （当該ページの URL） をもとに〇〇株式会社作成 など

[解説]

アは、コンテンツを利用する際には出典の記載が条件とされていることを規定するとともに、出典の記載の方法を示すものである。

出典の記載方法については、必ずしも統一的である必要はなく、各府省で適当と考える表記が異なっても問題はないと考えられるため、各府省が出典の記載例を作成し、

利用者がそれによって出典を記載できるようにした。青字部分には、各府省が出典の記載例を提示することが必要である。

イは、編集・加工等の二次利用を行った場合には、編集・加工等を行ったことを記載することを求めている。その上で、編集・加工された情報があたかも国・府省が作成した資料であるかのように公表・利用はできないことを示している。

2) 第三者の権利を侵害しないようにしてください

ア コンテンツの中には、第三者（国以外の者をいいます。以下同じ。）が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

イ コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は利用者の責任において確認してください。

（→第三者に権利があることを表示・示唆している場合の例） [別紙に記載]

ウ 外部データベース等とのAPI（Application Programming Interface）連携等により取得しているコンテンツについては、その提供元の利用条件に従ってください。

（→外部データベース等とのAPI連携等により取得しているコンテンツの例） [別紙に記載]

※該当するコンテンツがない場合、本項目は削除してください。

エ 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

[解説]

各府省ウェブサイトで公開されているコンテンツの中には、国以外の者（以下「第三者」という。）が権利を保有しているものもある。第三者が権利を保有しているコンテンツについては、著作権法で認められている行為等を除き、当該第三者から利用許諾を取らなければ利用することはできない。

現在、各府省ウェブサイトに掲載されているコンテンツの多くは、オープンデータを想定して作成されたものではなく、国（府省）が第三者の権利関係を明確に把握しておらず、また二次利用についての権利処理を行っていないものが多数存在する。

そのため、アでは、第三者が権利を保有しているコンテンツは、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得る必要があることを規定している。

その上で、第三者が権利を保有しているコンテンツを各府省が網羅的に特定して示すことは困難であるものの、第三者が権利を保有しているコンテンツであるか否かを利用者が判断する助けとなるよう、イでは、第三者が権利を保有しているコンテンツであることを示唆・表示する記載の例（例えば、白書において第三者のコンテンツを引用する際にどのような表記をしているか等）などを別紙に具体的に記載しておくこととした。

なお、利用者から問い合わせがあった際には、当該箇所について第三者が権利を保有しているかどうかについて、可能な範囲で調査し情報を提供することが望ましい。

また、府省ウェブサイトにおいて、ウィンドウの中にSNSのコンテンツをリアルタイムで表示するなど、外部データベース等とのAPI連携等により取得しているコンテンツがある場合もあることから、ウでは、そのようなコンテンツについては、その提供元の利用条件に従うべきことを規定している。

3) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて

ア 一部のコンテンツには、個別法令により利用に制約があります。特に、以下に記載する法令についてはご注意ください。詳しくはそれぞれのリンク先ページをご参照ください。

〇〇法（個別法名）に基づく〇〇（コンテンツ名）の利用に当たっての〇〇（制約内容）について（→該当ページにリンク）

△△法（個別法名）に基づく△△（コンテンツ名）の利用に当たっての△△（制約内容）について（→該当ページにリンク）

※特に記載すべき個別法令がない場合、本項目は削除してください。

[解説]

各府省ウェブサイトで公開されているコンテンツの中には、個別法令によって利用の制約があるものがある。例えば、一部の地図（基本測定の測量成果）は、測量法によって、複製頒布や一定の態様の二次利用について、国土地理院の長の承認が必要とされている。

本項は、本利用ルールで変更することができない個別法令による利用の制約があるコンテンツが存在するという点について、利用者の注意を喚起するものである。

個別法令による利用制約があるコンテンツについて、利用者に情報を提供するために、各府省において重要と考えるものはここに示すことが望ましい。

4) 本利用ルールが適用されないコンテンツについて

以下のコンテンツについては、本利用ルールの適用外です。

ア 組織や特定の事業を表すシンボルマーク、ロゴ、キャラクターデザイン

イ 具体的かつ合理的な根拠の説明とともに、別の利用ルールの適用を明示しているコン

テンツ

(別の利用ルール of 適用を明示しているコンテンツは、本利用ルール of 別紙に列挙しています。)

※個別法令に根拠のない理由で本利用ルールとは別の利用ルールを適用すべきコンテンツがある場合、各府省は、当該コンテンツに対する利用ルールと、これを設ける具体的かつ合理的な根拠を、コンテンツ掲載ページで明確に説明する責任を負うものとします。これら別のルールを適用するコンテンツは、本利用ルールの末尾に別紙として、列挙してください。なお、アについては、適用すべき別のルールがなければ列挙は不要です。

[解説]

組織や特定の事業を表すシンボルマーク、ロゴ、キャラクターデザインについては、多数の府省において本利用ルールの適用外コンテンツとして整理されており、それについて実務者会議でも容認されていることから、「政府標準利用規約（第2.0版）」では、これらを本利用ルールが適用されないコンテンツとして統一的に示した。

これ以外にも各府省ウェブサイトで公開されているコンテンツの中には、個別法令による利用制約の対象ではないが、「政府標準利用規約（第2.0版）」の統一的ルール（1. のルール）とは異なる利用条件（別の利用ルール）を定めることが適当と考えられるものがある。

そのようなコンテンツがある場合については、この項目において、利用者に分かりやすいように当該コンテンツの別紙に記載し、別の利用ルール of 内容とそのような利用制約を課す具体的かつ合理的根拠について明記することとしている。

また、1. のルールを超える利用制約を課すものではないが、1. のルールとは別の利用ルールとして、より制約のない条件で公開するコンテンツがある場合には、それらについても、この項目において表示することができる。

別の利用ルールの適用を明示しているコンテンツには、1. のルールは適用されないこととなるため、必要に応じ、1. の5)、6) で定めているような事項を別の利用ルールの中でも定めることが求められる。

なお、別の利用ルールの適用を明示しているコンテンツについて、その対象範囲や別の利用ルール of 内容については、コンテンツの変更、利用環境・利用状況の変化等に応じ、随時、適切に見直しを行うことが求められる。

5) 準拠法と合意管轄について

ア 本利用ルールは、日本法に基づいて解釈されます。

イ 本利用ルールによるコンテンツの利用及び本利用ルールに関する紛争については、当

該紛争に係るコンテンツ又は利用ルールを公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

[解説]

アでは、本利用ルールの準拠法が日本法であることを規定している。

イでは、本利用ルールによるコンテンツの利用及び本利用ルールに関し、コンテンツ提供府省又はコンテンツ利用者が訴訟を提起する場合には、各府省の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とすることとしている。

なお、ここでの紛争とは、コンテンツの提供主体である各府省とそのコンテンツの利用者との間の紛争である。

6) 免責について

ア 国は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為（コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含む。）について何ら責任を負うものではありません。

イ コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

[解説]

本項は、コンテンツの利用に関するコンテンツ提供者の免責事項を定めている。

アでは、各府省ウェブサイトで公開されているコンテンツの利用形態は多様であり、事前に全てを予測することはできないところ、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為について、公開主体である国（府省）は責任を負うものではないことを規定している。

例えば、万一、正確性等に欠けるコンテンツがあった場合に、それにより利用者に損害が生じたとしても、国（府省）はその損害につき責任を負わないという趣旨である。

イでは、各府省ウェブサイトで公開されているコンテンツが、予告なく変更、移転、削除等することがあることについて、あらかじめ利用者の注意を喚起するものである。

7) その他

ア 本利用ルールは、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。

イ 本利用ルールは、平成27年12月24日に定めたものです。本利用ルールは、政府標準利用規約（第2.0版）に準拠しています。本利用ルールは、今後変更される可能性があります。既に政府標準利用規約の以前の版にしたがってコンテンツを利用している場合は、引き続きその条件が適用されます。

ウ 本利用ルールは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示4.0 国際 (<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja>)に規定される著作権利

用許諾条件。以下「CC BY」といいます。)と互換性があり、本利用ルールが適用されるコンテンツはCC BYに従うことでも利用することができます。

[解説]

本項は、各府省ウェブサイトで公開されているコンテンツの利用にあたって、利用者に説明が必要と考えられる事項について記載している。

アでは、著作権法の権利制限規定（第30条～第47条の9）に当たる行為について、この利用ルールが制限するものでないことを説明している。

著作権法の権利制限規定に当たる行為としては、私的使用のための複製、公正な慣行に合致し、報道、批評、研究その他の目的上正当な範囲内で行なわれる引用、学校その他の非営利教育機関における授業の過程における使用に供することを目的とした必要と認められる限度の複製などがある。（行為によっては、著作権法の規定により、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、著作物の出所を明示しなければならないこととされている。）

（参考）文化庁ホームページ「著作権制度の概要」

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaietsu/gaiyo/>

イでは、各府省ウェブサイトにおいて、「政府標準利用規約（第2.0版）」のルールの適用を開始した時期を明記することとしている。

また、各府省ウェブサイトにおいて、その利用ルールが「政府標準利用規約（第2.0版）」であることが分かるようにするため、「政府標準利用規約（第2.0版）」に準拠していることを記載することとしている。

また、本利用ルールが今後変更される可能性があることについて、あらかじめ利用者の注意を喚起している。

さらに、「政府標準利用規約」の以前の版が掲示されていた時点でコンテンツを入手した利用者がその扱いに悩むことがないように、それらコンテンツについては引き続きその条件が適用される旨を明記している。なお、同じコンテンツを現行の「政府標準利用規約」の下で再入手した場合は、現行の「政府標準利用規約」が適用される。

国際的にオープンなライセンスと認められることを目指すことが「政府標準利用規約（第2.0版）」の目的の一つであることから、ウでは、本利用ルールがクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示4.0国際（CC BY）と互換性がある旨を明記している。これにより、本利用ルールが適用されるコンテンツはCC BYに従うことでも利用することができる。

CC BYを直接採用していない理由について。

- ・ CC BYのライセンス文には、CC BYでライセンスされたコンテンツを再配布し

たり、他のコンテンツと組み合わせたりしたときの著作権表示の方法などについて専門的な条件が定められているが、分かりやすい利用ルールとする観点からは、これらの専門的な条件を必ずしも採用する必要はないと考えられるため。ただし、CC-BY は国際的に広く普及しており、CC BY によって公開されているコンテンツと組み合わせる場合には、同じライセンスであることが利用者にとって望ましいことから、「政府標準利用規約（第 2.0 版）」のルールが適用されるコンテンツは CC BY に従うことでも利用することができるとした。

別紙

別のルールを適用するコンテンツ ※詳細は、リンク先のページをご参照ください。

××（コンテンツ名）の利用について（→該当ページにリンク）

※該当するコンテンツがない場合、本項目は削除してください。

[解説]

「政府標準利用規約（第 1.0 版）」では、別の利用ルールが適用されるコンテンツを本利用ルール内の「2. 別の利用ルールが適用されるコンテンツについて」に記載することとしていたが、利用ルール内に各府省で異なる記載を含めることは、政府が標準的に定めた規約としての統一性を欠くことになるため、「政府標準利用規約（第 2.0 版）」からは、別の利用ルールが適用されるコンテンツ利用ルールの外に別紙として記載することとした。

※ウェブサイト全体についてのリンク、プライバシーポリシー、アクセシビリティや免責事項（コンテンツ利用に係るものを除く。）については、上記のコンテンツ利用に係る内容と矛盾しない限り、各府省において自由に定められる。

[解説]

「政府標準利用規約（第 2.0 版）」は、コンテンツの利用に関するルール（現在の各府省ウェブサイトでは「著作権について」、「免責事項」等として記載されている事項）として作成したものである。

ウェブサイト全体についてのリンク、プライバシーポリシー、アクセシビリティや免責事項（コンテンツ利用に係るものを除く。）については、各府省のウェブサイトにおいてその構成や内容は様々であり、これらについて統一することまでは必要ないと考えられることから、「政府標準利用規約（第 2.0 版）」のコンテンツ利用に係る内容と矛盾しない限り、各府省において自由に定められることを示したものである。

（以上）